

## 貸借対照表

令和 4 年 3 月 31 日

(単位 円)

資産の部				
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増	減
固定資産	[ 270,357,394 ]	[ 275,321,426 ]	[ △	4,964,032 ]
有形固定資産	[ 213,329,155 ]	[ 218,293,187 ]	[ △	4,964,032 ]
土 地	84,340,000	84,340,000		0
建物	117,108,717	120,124,936	△	3,016,219
構築物	3,048,507	4,421,013	△	1,372,506
教育用機器備品	5,372,668	4,946,335		426,333
管理用機器備品	2,466,161	3,217,801	△	751,640
図書	243,100	243,100		0
車両	750,002	1,000,002	△	250,000
特定資産	[ 0 ]	[ 0 ]	[	0 ]
その他の固定資産	[ 57,028,239 ]	[ 57,028,239 ]	[	0 ]
借 地 権	6,852,955	6,852,955		0
電 話 加 入 権	125,284	125,284		0
施設利用権	50,000	50,000		0
減価償却引当特定資産	50,000,000	50,000,000		0
流動資産	[ 71,165,853 ]	[ 67,754,593 ]	[	3,411,260 ]
現金預金	68,155,253	63,922,213		4,233,040
未収入金	3,010,600	3,832,380	△	821,780
資産の部合計	341,523,247	343,076,019	△	1,552,772
負債の部				
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増	減
固定負債	[ 12,941,666 ]	[ 12,491,666 ]	[	450,000 ]
退職給与引当金	12,941,666	12,491,666		450,000
流動負債	[ 8,178,586 ]	[ 4,192,512 ]	[	3,986,074 ]
短期借入金	5,760,152	2,433,142		3,327,010
未払金	1,098,434	499,370		599,064
前受金	1,320,000	1,260,000		60,000
負債の部合計	21,120,252	16,684,178		4,436,074
純資産の部				
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増	減
基本金	[ 377,355,190 ]	[ 376,285,190 ]	[	1,070,000 ]
第1号基本金	377,355,190	376,285,190		1,070,000
繰越収支差額	[ △ 56,952,195 ]	[ △ 49,893,349 ]	[ △	7,058,846 ]
翌年度繰越収支差額	△ 56,952,195	△ 49,893,349	△	7,058,846
純資産の部合計	320,402,995	326,391,841	△	5,988,846
負債及び純資産の部合計	341,523,247	343,076,019	△	1,552,772

注1. 重要な会計方針

(1)引当金の計上基準

徴収不能引当金

学校法人会計基準第38条の規定により徴収不能引当金は設定していない。

退職給与引当金

退職給与引当金は退職金規程に基づいて期末要支給額12,941,666円の100%を計上している。

(2)その他の重要な会計方針

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金その他の収支は、総額で表示している。

給食その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法

補助活動に係る収支は、総額で表示している。

注2. 重要な会計方針の変更等

学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成25年4月22日 文部科学省令第15号)に基づき、計算書類の様式を変更した。なお、貸借対照表(固定資産明細表を含む。)について前年度末の金額は改正後の様式に基づき、区分及び科目を組み替えて表示している。

注3. 減価償却額の累計額の合計額 156,997,796 円

注4. 徴収不能引当金の合計額 0 円

注5. 担保に供されている資産の種類及び額

該当なし

注6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 0 円

注7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策  
学校法人会計基準第39条の規定により、第4号基本金の組入はない。

注8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

該当なし